

食品安全委員会農薬専門調査会

確認評価第三部会 第14回会合議事録

1. 日時 平成22年3月16日(火) 16:20~17:05

2. 場所 食品安全委員会中会議室

3. 議事

- (1) 農薬(フェンチン)の食品健康影響評価について
- (2) その他

4. 出席者

(専門委員)

鈴木座長、上路専門委員、西川専門委員、林専門委員、平塚専門委員、柳井専門委員、
吉田専門委員

(他部会からの出席委員)

納屋専門委員

(食品安全委員会委員)

小泉委員長、廣瀬委員、見上委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、北條評価課長、前田評価調整官、佐藤課長補佐、
高橋評価専門官、山下評価専門官、高畑係長

5. 配布資料

資料1 農薬専門調査会での審議状況一覧

資料2 フェンチンについて(非公表)

資料3 フェンチン農薬評価書(案)(非公表)

6. 議事内容

鈴木座長

「農薬専門調査会確認評価第三部会」を始めたいと思います。事務局の方から簡単な説明をお願いいたします。

佐藤課長補佐

その前に、確認評価第三部会は初めての開催ですので、形式的なのですが座長代理を決

めていただくようお願いします。

鈴木座長

たしか座長からの指名でしたね。形式的な話だったのでうっかりしていました。私としては座長代理をやっている林先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と声あり)

鈴木座長

どうもありがとうございます。では、林先生、よろしく願いいたします。

佐藤課長補佐

それでは、簡単にフェンチンの説明をいたします。資料の確認と併せて説明いたします。資料は上から順に議事次第、座席表、専門委員名簿です。

資料1がこれまでの審議状況のリストになります。

資料2がフェンチンの整理ペーパーで、裏に石井先生からいただいたコメントがございます。

資料3がフェンチンの評価書(案)です。

別紙が今朝、専門委員からいただいたコメントで別刷りになっております。以上です。

では、資料3と資料2をお願いいたします。フェンチンですが評価書評価でございます。先ほどの幹事会の資料9でございましたように、評価書評価すべき農薬は非常に多くなっておりまして、恐らく評価がやりやすいものから順に諮問が来ているのではないかと考えられます。ということは裏を返せば、どんどん難しいものがこれから諮問されるわけですし、フェンチンもその一つかなと思っております。

フェンチンにつきましては資料2に構造式がございますように、トリフェニルスズの構造式です。トリフェニル、トリブチルといったものは(3)がございますように、日本では昔登録があったのですが、登録がどんどんなくなりまして、今は酸化フェンブタスズだけ登録があるような状況です。

フェンチンの評価書(案)をつくっていたのですが、普通に審議できるかどうか非常に判断が難しいものでして、普通に審議すべきかどうかも含めて、このフェンチンの扱いを御議論いただければと思います。

所見といたしましては、納屋先生の御専門になるパートですが、評価書(案)の29ページの「12. 生殖発生毒性試験」の部分にいろいろな所見がございます。

また、37ページ以降「14. その他の試験」でかなりのメカニズム試験が行われております。免疫系の方にも毒性所見がございますので、そういった部分の試験もございます。全体的にデータが非常に古いものが多いということです。事前に先生方からいろいろなコメントがありましたので、それは評価書の方に反映しております。

非常に簡単ですが、以上でよろしいでしょうか。

鈴木座長

若干足さないといけない部分があります。トリフェニルスズ、TPT は TBT とともに船底塗料として使われて、水生生物に対して、特に貝類ですが非常に強い毒性を持つということが問題になった剤でございます。イギリスやフランスやアメリカのチェサピークベイでのカキの全滅事件がよく知られたことございまして、それについては松島からカキの種を送って、現在のカキが生き残っているという状況が世界的に起こったものでございます。基本的に特定化学物質（特化物）ということになっているので、取扱いにはかなり注意を有する部分があります。

今お話された話でほとんどが尽きているのですが、実際にはデータが古くて、特に最近のところは SPEED98 以降で環境省が研究費を出して、TPT については結構いろいろなデータを出しています。その中でレチノイドの X セプター（RXR）あるいはレチノイン酸レセプターそのもの。その辺のところと大変に親和性が強くて、毒性発現のメカニズムは基本的にはその部分とリンクしているという話が明らかになっている部分があります。それについては全く今回の資料には含まれていません。

RXR については発生期の初期と中期と末期で要するにアイソフォームの発現が違ったりするものですから、それで影響の出方が実は RXR を介した話として見ると非常にわかりがいいという状況もあります。ですから、そういう話を含めた上で、もう一度ちゃんとしないといけないのかなという話があります。

特に石井先生のコメントに尽きるのではないかと考えています。フェンチンに関して現状でどんな使われ方をしているのかが、これで非常にわかるかと思えます。読み上げさせていただきますけれども、資料 2 の裏側です。

石井先生からは「フェンチンについては、有機スズ化合物全体のアメリカとヨーロッパでは主たる問題は水棲動物に対する毒性です。日本でも、大分前になりますが、有機スズ剤の特に貝類に対する内分泌かく乱作用が問題になりました。もともとは、船底塗料に含まれていたものが、海水中に溶け込んで世界中で問題を起こしました。アメリカでは、バレイショ、ビートおよびペカンに基準が設定されているようですが、EPA からデータギャップを埋めるように要求されているようです。フェンチン原体は、アメリカでは関係会社がグループを作り、共同で登録資料を準備しているように見受けられます。しかし、詳しいことは分かりません。EPA の 2003 年の情報ではフェンチンを含む農薬の登録のキャンセルがかなりの数で掲載されています。アメリカでは、フェンチンなどの有機錫剤の登録は減少の方向に進んでいるように見受けました。

この農薬は、茎葉部から塊茎への移行性はないようですのでバレイショの可食部への残留はないと思います。ビートについてもそのまま食べるのではないのでフェンチンの暴露は無視できると考えます。ペカンはナッツですが、日本にどの程度入っているのか。この 3 種の作物ではペカンが最も残留しやすいかもしれません。

事務局からいただいた資料では、JMPP の 1991 年の評価では残留データ要求に対して応じる国がなくて宙ぶらりんになっているようです。評価がその後進んでいないように見受

けます。コーヒーやカカオなどの開発途上国でこの農薬が使用されているのでしょうか。」

これは暫定基準等を見受けても、かなり高い基準が設定されているので、これは実際はちゃんと調べないといけないことだと思います。

「コーデックスでは基準が作られていないようですが、このような農薬の残留基準を作る必要がありますか。EUでも評価しているようですが、インターネット上では探しきれませんでした。

全体としては、毒性にかなり問題があり、アメリカ以外の使用国での残留性もはっきりしない農薬の残留基準を急いで作る必要がありますか。特に、開発途上国での使用実態が気になります。もっと情報を集めてから審議されることを希望します」というコメントをいただいております。

実際はここにあるデータを基に食用農薬としての基準を無理してつくろうと思えばつくれないわけではないかもしれませんが。あるいはつくらないという方向で決めるのも手かもしれません。ただ、それをやった場合に使用実態等と合わせると貿易摩擦等を生ずる可能性が出てきます。ですから、その意味で非常に慎重に事に対処しないといけないのだと思います。

我々としては毒性評価、暴露評価を行うのに足りるだけの状況ができていいのか否か。それに対してどういうふうなアクションを起こせばよいのかということに集中して議論をしたらよいのかなと思っております。

どなたかからでもよいので、口火を切っていただけますか。

上路専門委員

現実にフェンチン自体はもう使われていないということですがけれども、日本では酸化フェンブタスズが殺ダニ剤として登録が残っているんです。残留の試験方法もちゃんと示されているんです。ということは探せばフェンチンに関する残留のデータが出てくるのではなからうかという気がします。この酸化フェンブタスズとフェンチンとの関係をどうやって一緒に評価しようとするのか。一緒にするのかしないのかということもあります。

それから、フェンチンの評価書(案)を見せていただきましたら、例えば植物代謝にしても、この化合物の特殊性は大体わかるのですが、代謝物に関しての情報もありませんし、もう少しデータが欲しい。そうしないと暴露評価対象物質の決め方が非常に難しいという感じがしました。フェンチンですと当然 OH になっているもの。あるいはその前の酢酸がくっ付いたものとか、いろいろなものがあるみたいですがけれども、それを最終的にフェンチンでまとめようとしているのか。そこら辺の経緯もこれだと見えません。

そういうところも加えますと、もう少しデータを集めていただきたいという気がいたします。特に酸化フェンブタスズについては日本の登録がございますので、スズ化合物の情報として欲しいという感じがいたしました。

以上です。

鈴木座長

この酸化フェンブタスズは TPT が酸素を介してつながっているだけだから、ここがちょっと切れたらフェンチンになりますね。どうでしょうか。やはりデータが欲しい。

上路専門委員

欲しいですね。

鈴木座長

平塚先生、どうぞ。

平塚専門委員

代謝のラットに関するデータは幾つもやられているようですが、先ほど上路先生からもありましたけれども、代謝物に対しての詳細な検討もありませんし、ラベル体を使った場合でもスズに標識したものとベンゼン環に標識したものであるということで、特に ^{14}C でベンゼン環に標識したものの、代謝検討は動物で幾つもやられてはいるのですが、スズの動態という観点からすると不十分であろうと思われます。

動物種、性別とか、その辺についてもはっきりしていないものがたくさんあるということで、代謝物全体像は例えば糞中排泄の方が多いですねとか、そういうのはわかるのですが、もう一步詳細な動態はこれらのデータでは見えにくいというのが現状かなと思っています。

したがって、もう少し代謝についてもきちんとトータルが見えるようなデータが欲しいなという感じは、評価書を見て感じました。

鈴木座長

通常の科学論文として、そういったようなデータは探せば結構手に入るものでしょうか。

平塚専門委員

私もパブメドを調べたのですが、あまり出ていないなというのが印象ではあります。したがって、このデータがどこかにきちんとした形でまとまっているのかもしれませんが、公開されたデータの中からは見当たらなかったのが私の感想ではあります。

鈴木座長

調べれば出るとは限らないということですね。代謝、環境、その辺のところの問題で、暴露の話に関しては事務局の方で何かつかんでいる部分はありますか。

佐藤課長補佐

暴露の情報は全然ないような状況です。海外でどのくらい使われているか、どこの国で実際にどんなものに登録があるかという情報は一切わかりません。

鈴木座長

でも、その辺りは一応国内にもこのスズ剤のあれがあるようなことでもあるし、ある程度データがないとわけがわかりません。先ほど上路先生からデータが非常に乏しいという話はあったので、その辺のところを何とか探し出すしかないのかもしれないかもしれません。

毒性の方の話として、病理の関係の先生方、お気づきの点をお一人ずつお話しいただきたいと思います。西川先生。

西川専門委員

免疫毒性とか神経毒性とか繁殖に対する影響があるようですので、非常に毒性が強い。ネットで調べたところによりますと、植物自体に対しても毒性が強くて、農薬に向かないという記事を読みました。それはともかくとして、どういう対応をしたらいいかにつきましては、資料2の対応案の(1)~(3)とありますけれども、今までの話を総合しますと、使用実態を調べると同時に、試験データはあまりないということですが、可能な限り文献検索を行う。(2)と(3)を並行して進めるのがいいのではないかと思います。以上です。

鈴木座長

柳井先生、どうぞ。

柳井専門委員

西川先生のおっしゃるとおりで毒性が強いですが、今後の方針としては農薬である以上、この剤を含めたスズ化合物についての毒性も整理する必要があるのかと思いますので、ある程度、前向きに評価した方がいいのかなと考えています。

鈴木座長

吉田先生、どうぞ。

吉田専門委員

今回、免疫毒性に関わることがあるので、かなり慎重に審査すべきではないか。それにはあまりにデータが古いというのが気になります。透明性があり、かつ堅牢性のあるデータをもってでないと、これは評価できないように思います。特に免疫毒性に関するところが一番低い用量でも出てきたりしておりますので、私は大分後ろ向きです。以上です。

鈴木座長

毒性の方は繁殖関係で納屋先生。

納屋専門委員

スズ化合物全体で見ますと、ラットなどの繁殖試験ですとか生殖発生毒性試験をやると奇形とかが出る場合もあります。用量によります。たまたまこの試験では奇形がないような結果が得られています。哺乳動物に対する生殖発生毒性は比較的弱いのかなという感じはしていますが、水生動物に対してはかなりきつくだろうなというのは、他のスズ化合物のことから類推はできます。そういう意味では、やはりリスク管理はきちりやらなければならぬ化合物であると考えております。

鈴木座長

林先生、変異原性関係との関連で。

林専門委員

変異原性の方もほかのものと一緒で、データが古いので、要するにこれだけで評価しろと言われると結構大変かなと思います。もうちょっと全体的に話になるんですけども、これも評価書評価ということなので、実際にやろうと思えばやれないことはないと思いますが、これだけ強い環境毒性等がわかっている、実際にほかのものと並びで評価書評価

をやってしまっていていいのかなと思います。

私なりに考えていることですが、評価書評価の場合には、きちんとした評価書があれば、ほとんどそのまま使ってしまうでもいいし、小さいけれども大事なデータギャップがある場合には、そこを要求するのはあるかと思います。もう一つは、やはり今回のこのもののように、いろいろ考えて逆に評価すべきでないというカテゴリーのものがあってもいいのではないかと考えております。

これはもう一度元に戻して、もし本当に農薬として使いたいのであれば、それは新規剤と同様の新しいデータをそろえた上で評価をするという道筋をつくっておかないと、評価書評価だからやりましたでは、後に問題を残すことになるのではないかと、このデータを見せてもらいながら考えました。

鈴木座長

どうもありがとうございました。皆さんが危惧されているところは大体似たところにあると思います。最後に林先生が言われていた部分ですが、評価書評価。これは上路先生も言われた部分だけでも、酸化フェンブタスズは日本で登録があるという話になった場合に、この辺のスズ化合物、フェノールスズですね。その辺をどういうふうに指摘して規制していくのかという話を含めて厚生労働省とも折衝した上で、本当に評価書評価だけで行くのか。酸化フェンブタスズの抄録みたいなものを含めてやるのか。その辺りを詰めないと、今、単純に資料が来たからここで評価しますというのは無理かなという感じがしますが、いかがでしょうか。

小泉委員長

参考までに。私は有機金属系のことを結構やっています、話がずれるかもしれませんが、有機鉛でボストン丸事件が起きて7~8人死んだんです。その後、有機鉛をオクタン価を高めるためにガソリンに添加するというのが中心になって、それで一気に日本は鉛暴露が非常に少なくなったという経過があります。

ちょうどそのころですが、魚網にこのトリブチルスズを使って、漁師さんが同じような症状を起こしたんです。いわゆる有機鉛と同様の障害を起こしまして、それは中枢性の障害で、気が狂ったような状況になるという症状が起きたんです。

私は午前中にそのことを思い出して、生殖毒性とかいったことは動物実験ではあるかもしれないけれども、恐らく中枢性の障害があるのではないかとということで、私は化学物質のデータベースを入れているものですから調べますと、Human, Triphenyltinということで、Acute exposureで Human effectのところ、encephalopathyとか polyneuropathyとか、そういったものがあると書いてあります。

恐らく急性毒性はその辺の神経毒性が主であろうと思っています。ここに NIH が出しているのですが、発がん性にしては100ページの文献があるようです。これは1978年ですから古過ぎるかもしれませんが、こういったことを調べてみますと、ほとんどの暴露が「ingestion of contaminate sea food」と書かれているんです。農薬で使って、恐らく当時は海洋

汚染についてやったのだろうと。

日本ではそういうことが起きていないだろうと思いますが、ほかの国がどういう使われ方をしているのか。そういった中でやはりこれは非常に毒性が強いし、人間についても神経障害を起こすということで、ほかの国もやはり禁止に向かっているのではないかと思います。

鈴木座長

どうもありがとうございます。Lead Toxicity、鉛ですね。それから、スズの話は確かに中枢神経作用の報告を私も読んだことがあります。実際には今回我々のところは食用の問題ということで通常は農薬で使った場合だけけれども、この剤は使われ方によっては水生動物の問題があって、その汚染されたものを我々が食べる可能性がある。

また、それとは関係なくて、使用者のところでこの TBT は揮発する部分があって、それが恐らく特化物の話でも問題にされているのだと思うんですけども、そういうところも含めて、ある程度は見ておかないとやばいのかなと。暴露実態に関わる資料はそれなりに要求しないといけないのではないかと。どこからの話で我々は評価するのかというのは、確かに言われるとおり大変な問題だと思っています。

食用の問題に限った場合、どうしますか。今の全体の流れだと、やはり資料の要求をする。文献精査もするという話だけけれども、ADI をとりあえず先送りにするという判断がほとんどの先生方の判断だと思いますが、そう考えてよろしいでしょうか。

では、先送りをするという話でコンセンサスが得られたとして、あとはどのような対応を厚生労働省とするのかという話で、ここに挙げてある(1)、(2)、(3)の中で特に(2)と(3)の話になるのかな。(1)の話は先送りにしたので問題ないと思います。

(2)で先ほどの酸化フェンブタスズの話はどういうふうにすればいいですか。これは抄録がありそうですか。

高橋評価専門官

野菜に登録があるみたいなので、いつの諮問予定に入っているかはわかりませんが、いずれは来ると思います。評価書評価の抄録レベルの評価になるかとは思いますが。

鈴木座長

その辺りを含めて、このフェンチンとして厚生労働省はどこまでのものを含める気だという話を問い合わせしないと。最初に書いてありましたか。

高橋評価専門官

評価書の7ページに今の暫定基準値のフェンチンとして設定されていること。その内訳として、水酸化トリフェニルスズとフェンチンを合算したもの。酢酸トリフェニルスズとフェンチンの含量を換算したもの。塩化トリフェニルスズとフェンチン。3種類が含まれた形でフェンチンという形の暫定基準です。酸化フェンブタスズは全然別だと思っています。

鈴木座長

その辺りを上路先生から若干解説してもらえますか。

上路専門委員

同じスズ化合物という範疇ですけれども、その酸化フェンブタスズとフェンチンの関係が必ずしも酸化フェンブタスズがフェンチンになるとか、その代謝経路は見えない。こういうのはなるんですか。

平塚専門委員

これはアルキルスズですから、フェニルですけれども、それにはならないと思います。

上路専門委員

ただ、スズがあってベンゼン環に結合しているという意味では同じです。

鈴木座長

別々に ADI を設定するとなれば、設定して構わない。とりあえずはこの 3 種類のものをフェンチンとして扱って、その中で ADI を決めるという流れはそう間違いではないわけですね。

そこは決まっていることのようなので、(2) 以下の話に付随して、どういう対応ができるかでアイデアを出していただきたいと思いますが、平塚先生、何か御意見はないですか。何を調べればいいのか。

平塚専門委員

私もわからないのですが、7 ページの暫定基準値の中で挙げられている水酸化トリフェニルスズ、アセテート、塩化トリフェニルスズは水酸化されればフェンチンになりますので、したがって、もし代謝という観点から考えるとすれば、このフェンチンあるいは類縁体の動物内代謝とか残留とかに関する新しいデータが必要と思います。また、同一施設での検討において動物の系統、性別、匹数等が明記された上でのデータがあれば、代謝という観点からは評価できると思います。どうもたくさんデータはあるようですが、個々のデータで基本的な記載上の欠落が有り、それらを一つにまとめづらいというのが先ほど申し上げた印象です。

したがって、(2) と (3)。1 つは論文検索で、そういったデータがあれば、それを見たいところではあります。

鈴木座長

(2) では我々の仕事ではないから厚生労働省に頼もうよということ、もしかしたら我々のところでも予算を使えば文献検索はできるかもしれないという可能性が書いてあるのだと思います。

(3) は暴露の方の関係でして、とりあえず使用実態がどうなっているかというところで ADI をつくらずに不検出という扱いにするか。あるいは使用実態があればインポートトランスの話という形にすれば、コメント対応ができそうだよという、そのくらいのアイデアくらいしかないです。

林専門委員

これは化学物質審査規制法で第一種特定化学物質 (1 特) とかですか。

佐藤課長補佐

フェンチンは1特になっていないです。トリブチルスズとトリフェニルスズが1特で、簡単につくれない。

林専門委員

フェンチンはまだ評価されていないのかもわかりませんね。

鈴木座長

DDTなどがそうでしょう。代謝物のところは必ずしも特化物になっていなくて、DDTそのものは特化物だとか、使用目的が限られていて医薬の場合はそれが外れるとか、農薬の場合は多分外れるのだと思うんですけれども、そういう特例はあることはあります。

先ほどお話ししたのですけれども、これに関しては環境省がデータを持っている可能性があります。あるいは公衆衛生協会がとりまとめた中にTPT、TBTのデータがあるかもしれません。フェンチンとは限らないと思うんですけれども、TPT、TBTを扱うのは代謝の観点からするとあまり意味がないことですか。

平塚専門委員

これは水酸化体ですから、先ほどのDDTがDDEになるとか、そういった酸化物という観点から考えると、この場合だとトリフェニルスズよりも毒性は低いかもしれない。更にこれはもっと酸化されていくと、代謝物としてはフェノールやカテコールやレゾルシノールとかが出てくるということですから、毒性としては軽減されていくような排泄型になっていくのだと思います。ただ、原体フェンチンそのものはかなり毒性が強いので、このものがスターティング・マテリアルなのは当然のことだと思いますが、このものの評価が重要かなと。トリフェニルスズとは違い、水酸基も一個持っていますので。

鈴木座長

そうすると、とりあえずここに挙げられたような対応をして、ADIを決定するのは先送りにするというくらいしか知恵がないんですけれども、使用実態とかいろいろな話がある。あるいは外国での登録の状況なども見ていくと、やがては世界的にも使われなくなるのかもしれない。非常に低開発国などで安いがゆえに、まだ使い続けるといったところはあるかもしれないけれども、それはまたそれで暴露の局面としてはかなり限られたものになっていくのかもしれない。そういうことも見た上で、優先順位みたいな問題からすると、この剤は今評価しなければならないのかという思いはあります。その辺は厚生労働省は何か言っていますか。

佐藤課長補佐

優先順位に関しては厚生労働省は何も言っていません。資料が整い次第、評価を順次していくというスタンスです。

鈴木座長

とりあえず先送りにするという形で、差し戻すことはできるわけですね。

佐藤課長補佐

差し戻しというよりも、資料が足りないので評価に耐え得るデータをくださいというお願いをします。

鈴木座長

それができるのであれば、そうする方がよいような気がします。恐らく先ほど佐藤さんが言っていた、やりやすいものからやってきて、それらはほぼ終わっていて、困難なものが残っていて、資料が集まり次第ということで寄こしているのだという状況からすると、恐らく先行きはこの手のものが増えてくるので、そのときの対応としても、ちゃんとした資料を寄こしてくれないと評価できないからねという対応は悪くはないと思います。それをやると困りますか。

佐藤課長補佐

困らないとは思いますが。とにかく評価するためにデータを探していただいて、海外での使用実態、暴露状況も併せて調べていただくということだと思います。

鈴木座長

食品安全基本法の原則で簡単に言えば、独立、公開、科学主義という話からすれば、サイエンティフィックな評価に足るだけの話をしてもらわないとできないではないかというのは言い続けていいと思います。

佐藤課長補佐

その場合、データをお願いしますと言って、データが出てこなかったらどうしようかという問題もまた別途あります。

鈴木座長

ここで議論しますか。実際上は農薬の場合、これまで審議した剤に関して言えば、あるいは審議していないものなどについても、正しく使われていて、それが残留レベルの暴露実態だとすると、そのことによって事故が起こるリスクは極めて低いというのは言えると思います。何かの事故とか意図的とか、殺人の目的とか、自殺の目的という話であれば別ですが、そうでない話だったら、食用に限って言えば、実際のファーマーであるとかメーカーであるとか、高濃度の短期間暴露があるという話は抜いて考えるしかないのですけれどもね。出てこなかった場合、それでもえいやとつくれとはならないと思います。

高橋評価専門官

一応ネット情報等をかなり調べて今回の評価書はつくってしまっていて、我々が探し切れる辺りですと一番古いのは1999年の米国のようです。例えば免疫毒性といったものがあつた方がいいということであると、恐らく厚生労働省に文献検索等で集められる範囲で求めても、それほど新しいものは出てこない可能性はあると思います。インポートにさせるような処置を取るとか。

鈴木座長

多分さっきのコーヒーとか、そこら辺がまだ使われ続けることがあると、基準をつくらぬ方向で行ってしまうと、その辺りのところで貿易摩擦が起こる可能性は残っています

ね。コーヒーとかカカオ等は、さっき聞いた暫定の残留基準は高かったではないですか。

高橋評価専門官

その辺はまた厚生労働省との調整なので、出ない可能性があるよという話をして、何が困るのかという整理をするとか、その辺はあるかと思います。

鈴木座長

どうしますか。その辺りの交渉を事務局に任せて、我々としてはとりあえず今の時点でADIをつくることは先送りにした方がよいと思うという話で終わりにしますか。だれに聞けばいいのかな。上路先生、農薬の使用局面とか、そういうところに関しては先生が一番詳しいからどうかと思ったんですけども。

上路専門委員

酸化フェンブタズはかなり古いと思いますが、使用実態はあります。残留基準、ADIも設定されています。

フェンチンをやるべきなのかというのは、農薬の立場から言ったら、もう過去の農薬でして、あまり急いで決めても意味がないと思います。

鈴木座長

代替薬の辺りも開発はされているのではないのでしょうか。

上路専門委員

殺ダニ剤の開発は進んでおります。

鈴木座長

だとすれば、先送りにしておいても別に、向こうから何も出てこなくても我々が罪に感じることはないだろうと思います。大体結論が出たようですね。今日の話はこれで終わりにしてよいのではないかと思います。若干時間をかけ過ぎたかもしれません。

これで確認評価第三部会は終わりにしたいと思います。